

NPO法人化に向けて設立発起人会開く



発起人会で委員などを確認

平成十八年度定期総会でNPO法人設立に向けて諸準備を進めるため発起人会設置を確認し、総会終了後ただちに発起人会を開催しました。発起人会では、発起人会設置の目的や委員の確認を行いました。具体的には、次回の発起人会までに案を作成し、議論を深めることとしました。

一、設置の目的
ファミリーハウス運動の社会的認知度を高め、組織として信頼性・透明性を確保し、責任の所在を明確にするため、北海道ファミリーハウスで培った様々なノウハウを活かし、NPO法人化を図るため、設立発起人会を設置し諸準備を進めます。

二、設立発起人会メンバー

- 代表： 松本 脩三
 事務局長： 金田 耕二
 委員： 加藤 弦・中村 真一・塩谷えり子
 神戸 智子・大西 可奈
 アドバイザ： 井上 保一（公認会計士）
 三浦 克之（司法書士）

北海道ファミリーハウスは

これまでの経験を活かし、

社会から一層の信頼を得るため

努力いたします。

引き続き、ご支援・ご協力を宜しくお願いいたします。



NPO 互知識

みなさん、NPO法人を
ご存じですか？

Q. NPO法人とは？

A. 日本語に訳すと「民間の非営利組織」、「民間の非営利団体」となります。社会貢献活動を行う、「営利を目的としない団体」をNPO法人と呼びます。ここ数年、保険、医療、福祉を初め、街造りや環境の保全等、様々な分野でNPO法人による活動が目立っており、NPO法人は今後、社会で大きな役割を果たしていくことが期待されており、各都道府県においてもNPO団体との連携が重要な課題として取り上げられております。「営利を目的としない団体」と言っても、全く出来ないわけではありません。「営利を目的とした事業」を「その他の事業」と呼びますが、NPO法人であっても営利事業を行うことが出来るのです。

Q. NPO法人のメリットとは？

A. 一番のメリットは法人格が取得できることです。

法人名での不動産登記、銀行口座の開設契約締結ができるようになります。法人格がないと、代表者個人の名義で登記、銀行口座の開設をするため、団体と個人の資産の区分が困難になり、代表者が代わると団体の運営・存続に支障をきたすこともあります。

また、団体名では契約を締結できないこともあります。そのため契約締結を個人名ですると当該個人が責任を負う恐れもあります。

NPO法人は、会計書類の作成や書類の閲覧など、法に定められた法人運営や情報

公開を行うことにより、組織の基礎がしっかりして、社会的信用が得られます。国税庁長官から認定を受けた特定非営利活動法人については、税制上の優遇措置があります。

Q. NPO法人として設立出来る活動内容とは？

A. 特定非営利活動促進法で特定非営利活動が法定されています。左記のI、IIの両方に当てはまる活動であればNPO法人の設立は可能です。もし、当てはまりそうな活動がなくても、類似の活動内容であれば問題ありません。

I. 次に該当する活動であること

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動、③ まちづくりの推進を図る活動、④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、⑤ 環境の保全を図る活動、⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動、⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動、⑨ 国際協力の活動、⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、⑪ 子どもの健全育成を図る活動、⑫ 情報化社会の発展を図る活動、⑬ 科学技術の振興を図る活動、⑭ 経済活動の活性化を図る活動、⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、⑯ 消費者の保護を図る活動、⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言の活動

II. 特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

十七分野に限定されているのは、他の公益法人とのすみ分けのためです。構成員相互の利益を目的とする活動や特定の個人又は団体の利益を目的とする活動はIに該当してもIIに該当しないので特定非営利活動ではありません。